

(様式第4号)

上田市中小企業振興条例検討委員会 会議概要

1 審議会名	上田市中小企業振興条例検討委員会 (第2回)
2 日時	令和元年10月1日 午後1時30分から午後3時20分まで
3 会場	上田商工会議所4階 議員会議室
4 出席者	久保山修会長、清水貞男副会長、浅川等委員、金子義幸委員、神崎久委員、佐藤信司委員、下村敬貴委員、城下徹委員、関野友憲委員、玉田靖委員、丸山かず子委員、宮津雅則委員
5 市側出席者	吉澤猛上田市政策研究センター長、大矢義博商工観光部長、宮島裕一商工課長、長田泰幸地域雇用推進課長、石山晋商工課商工振興係長、上原匡商工課主査
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	1人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和元年 10月4日

協 議 事 項 等

1 開会
2 議事
(1) 上田市中小企業・小規模企業振興基本条例の骨子案について (資料1、資料2) ○資料に基づき、事務局が説明
(1) -1 条例名称案 (上田市中小企業・小規模企業振興基本条例) について ○異議なく了承された。
(1) -2 前文について
(委員) 前回の意見を反映いただき感謝。全体の流れは良いと思う。一方で、一番重要なのは、今の構造及び課題と最終の結論なので、冒頭の地域発展の経緯や地域の特徴はもう少しコンパクトに短くなると良い。長過ぎると重要な箇所があいまいになる恐れがある。
(委員) 3つほど意見がある。1つ目は、蚕糸業で培われた技術的基盤との表現。実際には上田市の企業の技術的基盤は戦争中の疎開企業にルーツがある。そういった歴史も踏まえていただきたい。 2つ目は、「ダイバーシティ」という表現。条例に盛り込むのであれば市民に馴染みのある分かりやすい表現に改めるのが良いと思う。3つ目は、下から4行目、「関係する全ての者」が連携・協力してとあるが、かなりあいまいな表現。対象者を個々に列挙するなどして、誰が取り組むのかを明らかにしていただきたい。
(委員) 前段は上田市らしさが入っているが、後段が他自治体と同じ課題、方向性等になってしまう。上田市らしさということで何を書くべきかというアイディアは無いのだが、何か上田市ならではの課題、方向性などを記せると良いと思う。
(委員) 前文というのは何であろうかということで、これまでの地域の特性・歴史の確認、中小企業の役割の確認、地域の課題の確認をすることが重要であると思う。川や自然という表現はあるが、千曲川、菅平高原、美ヶ原高原といった地域固有の名称を盛り込んでどうか。また、中小企業がどうやって発展してきたかというのも大切だが、中小企業が雇用面、経済面だけでなく、お祭り等地域行事への参画や、教育などこれまで地域づくりで果たしてきた役割の大きさについてもここで確認することが重要。さらに「課題」の部分。ここに示す課題はおそらくあと5年もすれば

変わってくるものもあるかと思う。経営課題は絶えず変わっていくということを踏まえて、どこまで細かく書き込むかということは良く検討すべきだと思う。

(委員) 皆さんのご意見を伺う中で、前回の会議で共有した「前文に想いを込める」という共通理解があって、皆さん上田らしさをもっと盛り込みたいという想いがあるということだと思う。全体として良い前文ということは共有できていると思うので、個々の内容を細かくいじるということでなく皆さんの意見を加えながらマイナーチェンジすればさらに良いものになるのではないかな。あまりいじり過ぎて全体が壊れてしまうことを懸念。

(委員) 条例の前文としては、委員のおっしゃったようにコンパクトにしつつ、皆さんの想いを込めた細かい趣旨を別の箇所ですとまとめるというのも一案かと思ったところ。

(事務局) 前文はコンパクトにしつつ、逐条解説の中でより詳しく皆さんの想いを込めていくということとは有り得る。

(1) - 3 第1条(目的)について

(委員) 「中小企業(小規模企業を含む。以下同じ。)」という表現が明記され、本条例の対象が小規模企業を含む中小企業ということが明らかになっているので、以下の条文においては「中小企業」という表現で統一される案のとおりで問題ない。

(1) - 4 第2条(定義)について

(委員) 前文の際にも議論があったが、上田らしさを盛り込むという観点では、「中小企業関係団体等」の中にAREC(浅間リサーチエクステンションセンター)を加えてはどうか。

(委員) 「中小企業関係団体等」の定義の中に、「市内に事業所を有するもの」という表現があるが、今後は市内だけでなく市外や海外の団体等との連携もあり得る。一案としては、市長が適当と認める団体というような表現もあろうかと思う。同様の視点で、「大企業者」や「教育機関等」についても「市内に事業所を有するもの」としないことが望ましいのではないかな。

(委員) 実際、自分の会社においても取引や連携があるのは必ずしも市内に事業所を有するものばかりではないということはある。市内の関係者に限ってしまうことで条例の効果が小さくなってしまふとの懸念はある。

(委員) 今回、条例案において定義の対象者を市内事業所に絞った意図は何かあるのか。

(事務局) 条例では対象者ごとにそれぞれの役割や責務等を定めることになる。条例に従うことが義務となる中で、対象を広げ過ぎることで果たしてそこまで効力が及ぶのかという懸念がある。市内事業所とすることで条例に従うべき対象者を明確にし、各自の適切な役割をしっかりと果たしていただくことを期待している。一方で、定義の対象者を市内事業所に絞っていても、各社が市外の関係者と連携することを排除するものではなく、事業所を有さないものの市内で活動する大企業等が中小企業振興に努めなくて良いという意図で対象を絞っているわけではない。

(委員) 当然、企業同士のお付き合いや支援団体との関係は市内にとどまらないことは承知しているが、条例上、各主体の「役割」を定める中で、まずは「市内の方々には主体的に中小企業振興に取り組んで下さいよ」ということをしっかりと明確にすることが重要。市外の関係者等までその役割を負わせることを追求するのはなかなか難しい。

(委員) 上田市には条例があり、各主体に役割があることを明確にすることで、市内の中小企業者はお付き合いする市外も含めた大企業や支援機関に対して「こういう条例を持っているので趣旨を理解して支援をお願いしたい」とお願いすることが可能になるのではないかと。

(委員) 双方の意見が出ている中でどちらの意見にも一定の理解。関係するか分からないが、自治基本条例では「市民」とは観光に来た方々も市民に含めようという考えでやっている。同様に考えれば、文言としては「市内に事業所を有するもの」としてあったとしても、市内で活動をしている者・主体であれば同様の役割が求められている、期待されていると捉えれば良いのではないかと思う。

(委員) 一案だが、「原則」という文言を入れることでこの点を解決できないか。条文に「原則」という文言を入れることはルール上難しいのか。

(事務局) ルール上、条文に「原則」という文言を入れることは可能。

(委員) 双方の意見にもっともな部分があると思う。ただ、市の条例なので対象があまり広くなりすぎるとその役割が分かりづらくなってしまふことを懸念。理念条例の性質上、対象者がグレーであるほど実効性の無いものになりかねない。先ほどの「原則として」ではないが、何らかの形で市外企業も包含するような言い回しにできれば良いのかと思う。

(委員) 市の条例であり、役割を負わせる以上、市外に所在する者にまで上田市の中小企業にこうしなさいということは、一般論として少しおこがましいのではないかと思う。

(会長) いろいろご意見はあると思うが、私としては、市外の関係者とも様々な利害関係があることは認識した上で、定義上はここで抑えておいた方が市の条例としては妥当ではないかと思う。これらの意見を踏まえて、事務局には次の会議までに案としてまとめていただきたい。

(1) - 5 第3条（基本理念）について

(委員) 第1条において、「中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）」としておきながら、ここでは第4項に敢えて「小規模企業者の経営の規模及び形態を踏まえ、必要な配慮をする」との記載がある。この意図は、「経営規模が小さいから特別に必要な配慮をする」ということなのか、「経営規模が小さいとしても、それに応じた対応をしていく」ということなのか。当該条文の意図が分かりづらいのではないかと。

(事務局) 全体としては、小規模企業を含む中小企業という概念で条例の作りこみを行ったところ。ただし、個別具体的な課題の解決や施策の実施に当たっては、それぞれ経営規模の大きさをしっかりと踏まえて取り組む必要があるということをここで明記している。委員の表現をお借りすれば「経営規模が小さいから特別に必要な配慮をする」ということを強調するとの意図。

(1) - 6 第4条（市の責務）について

(委員) 第3項は商業とサービス業に特化した条文になっているが、解説に説明のある「地域コミュニティの担い手」という点では、製造業の皆さんであっても自治会活動等、同様に地域社会で果たしている役割があるかと思う。それを踏まえれば、この条文が商業、サービス業に特化した書きぶりとなっていることは疑問が残る。

(1) - 7 第5条(中小企業の責務)について

(委員) 第1、2項に含まれているのかもしれないが、個人的には中小企業の重要な責務は、社会課題や地域課題の解決に貢献することだと思う。その点がしっかり盛り込まれることが重要。

(委員) 第6項 職業体験の対象が、「児童、生徒」となっているが対象者の年齢が低くないか。大学生や専門学校生も対象に含まれるようにしていただきたい。

(委員) 学生の年齢ということもあるが、この条文における本質は「地域の将来を担う人材に対して」という趣旨かと思う。中小企業の人材確保を進める上では、地域の将来を担う人材が正しい職業観、職業への理解を深められるよう教育機関等と連携することが重要と認識している。

(事務局) 文言の意図は、児童が小学生、生徒は中学生以上という認識であり、大学生等も含むものであったが誤解を与えないように次回までに修正したい。

(委員) 言葉遊びをするつもりはないが、第5条で中小企業の『責務』とまで書きながら、全6項の条文の末尾がすべて「努める」となっている。中小企業振興基本条例というものはお膳が出てきたから食べるというものではなく、中小企業自らが取りに行くという姿勢が重要になる条例であると認識しており、そうであれば全ての責務が「努める」というのは少し違うのではないかと感じる。例えば、1項、4項、6項であれば「努める」で仕方ないかもしれないが、2項であれば「地域社会の維持及び発展に寄与する」、3項であれば「自主的に取り組む」、5項であれば「整備に取り組む」などとし、全てが「努める」にならないようにすべき。条例はあくまで道具なので、これをきっかけに中小企業に具体的に動いていただく必要があると思う。

(委員) 第4項で「相互に連携を図る」とあるが、「相互」というと中小企業間の連携ということになるかと思う。連携を図る相手は必ずしも中小企業同士でなく、大企業や教育機関、行政でも良いと思うので書き方を工夫していただきたい。

(委員) 中小企業支援団体に積極的に加入するという一文を追加いただきたい。県条例には同様の文言があり、上田市の商工団体でも加入者が減少している状況にある。中小企業者の責務として追加するよう検討いただきたい。

(委員) 県や小諸の条例にあるから入れなければならないということではないが、市内事業者の製品、サービスの利用に努めると追加してはどうか。実際に利用可能かといえば難しい面もあると思うが、そのような意識を持つことが重要であり、また、第7条大企業の役割で明記しておきながら中小企業者自身はやらないのかということにもなる。

(委員) 中小企業の立場として、できないかもしれないものについて「努める」と縛ってしまっているのか。懸念はある。

(事務局) 県条例に記載がある条文等についてご意見をいただいているが、県条例は県内の中小企業の責務等を定めているものであり、市条例に盛り込むか否かにかかわらず責務が課されている。そういった状況と、委員各位のご意見を勘案しながら次回のご提案内容を検討したい。

(1) - 8 第6条(中小企業関係団体等の役割)について

(委員) 第1項の役割で「自らの専門性の高い知識を生かし」て中小企業支援に積極的に取り組むとなっており、繰り返しになるが、第2条定義では市内に事業所が有る無しは関係ないのではな

いかと思う。この点も併せて第2条定義の箇所の修正をご検討いただきたい。

(委員) 中小企業団体中央会で言えば、上田は上小と佐久地域を合わせて所管する事務所がたまたまあるが、すべての市町村にあるわけではない。そういう点も踏まえれば事業所の所在を要件とするのは難しい地域も出てくるとは思う。

また、条文そのものには書き込むことにはならないかと思うが、各団体の具体的な支援内容、役割の別などもどこかで説明する必要があるのではないかと思う。そもそも支援団体の支援内容や役割、相談方法を知らない方も多いかもしい。

(委員) 今ある中小企業者の支援については書かれている内容で良いかと思うが、今後創業する中小企業者、小規模事業者への支援の役割についてももしっかり明記するべきではないか。実際に商工団体では既に取り組んでいるものでもある。

(1) - 9 第7条(大企業の役割)について

(委員) 第2項「市内の経済循環を促進するため、市内で生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努める。」とあるが、既に県条例において役割が課されているものであり、再度市条例で明記する必要はないと思われる。削除すべきではないか。

(1) - 10 第8条(教育機関等の役割)について

(委員) 大学側から見ても、地域企業との連携・共同研究や、学生がインターンシップ等を通じて地域の企業や職業としての実態を知り職業観を養って就職活動につなげるということは重要なこと。その2点がしっかり盛り込まれており内容には満足できる。

(委員) 第5条(中小企業の責務)第6項にも児童、生徒に対する中小企業活動体験の場の提供が盛り込まれているが、ここではもう一步踏み込んで、教育において健全な勤労観及び職業観の形成と、最も重要なのは地域産業への理解という文言を入れていただきたい。現状、子供たちが首都圏へ出て行って帰ってこないという課題、現実がある。この点を改善していく意味でも地域にはこんな企業があって、こんな働き方ができるんだ、素晴らしいことをやっているんだということを教育機関と中小企業が連携することで地域の子供たちにしっかり知ってもらいたいという想いがある。

(1) - 11 第9条(金融機関等の役割)について

(委員) 先ほど「中小企業関係団体等の役割」の箇所でも意見が出たが、金融機関の役割にも創業支援という項目を入れてはどうか。現状でもやっているが、更に積極的にという意図もある。

(委員) すでに当該2項目などは「努める」どころか実際に金融機関が取り組んでいるものであり、特に異存はない。

(1) - 12 第10条(市民の理解と協力)について

(委員) 市民の立場としては、このくらいの表現が適当であると思う。

(委員) 市民に求めるものとしては、妥当な内容であると思う。

(1) - 13 第11条(施策の基本方針)について

(委員) 第4項 産学官連携のところ、金融機関も加えて「産学金官」にすべきではないか。

(委員) 第4条市の責務とも関わるが、商業者からすれば人口の増ということはマーケットの拡大、労働者確保の両面から重要であると考えている。是非、入れるべきというよりも、ここに入れることが妥当かどうか皆さんのご意見をいただけないかという意味で提案したい。

(会長) 中小企業振興という観点からも人口増、世帯増ということは重要ではないかというご提案かと思う。本日で議論終了というわけではないので、各委員もこの意見について各自検討いただき、またご意見等あれば次回以降にご発言いただきたい。

(1) - 1 4 第12条(意見の聴取等)について

(委員) 「中小企業をはじめとする関係者の意見を聞く機会を設け」とあるが、関係者とは具体的にどの範囲を想定しているのか。例えば、商工会議所などは現状でも県や市に意見を具申できるということが法律に定められているが、法律等で定めのない団体等の意見を提出することができるという解釈で良いか。

(事務局) まだ具体的な体制については固められていないが、一案としては、本検討委員会のように関係各所の有識者にお集まりいただき意見を伺うということもあるかと思う。委員ご指摘の法定機関があることは承知しているが、広く中小企業関係の皆様のご意見を聞く場ということで本条文を入れているところ。

本条例の制定を受けて、現在の中小企業振興プランの見直しも想定されており、それら作業の中で有識者のご意見を伺うこともあるかもしれない。また、現状でも、公的機関が中心ではあるが、商工会議所、商工会、金融機関やハローワーク、県関係者を集め、経済や雇用に関する定期的な会合なども有しており、そういった場などを軸とするということも考えられる。次回以降も含め委員の皆様のご意見などもお聞きしながら今後慎重に具体的手法を検討したい。

(1) - 1 5 第13条(財政上の措置)、第14条(委任)について

○異議なく了承された。

(1) - 1 6 全体を通じて

(委員) この条例は、時代に応じて課題等が変わってくるという意見もあったが、条文の中に「見直し」に関する事項は盛り込まなくても良いのか。

(事務局) 条例は一旦制定すれば、原則ある程度普遍的なものとして策定するもの。世の中の流れや状況が大幅に変わり、条例を見直さなければならぬとなれば当然見直しをすることはあるが、見直しを前提として条文内に盛り込むものではないと認識している。条例は理念条例として、普遍的な中小企業の役割、関係機関の役割などを明記し、実効性を担保する細かいことについては中小企業振興プラン等に落とし込むというのが基本的な考えになる。

6 その他

- ・次回以降の日程を事務局から説明。

7 閉会